青森県教育委員会第752回定例会会議録

期 日 平成23年9月7日(水)

場 所 教育庁教育委員会室(非公開は教育委員室)

議事目録

報告第1号 行政文書一部開示決定処分に対する異議申立てに係る決定について 議案第1号 青森県教育施策の方針について・・・・・・・・・・・原案決定 議案第2号 平成23年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価の結果に関する報 告書について・・・・・・・・・・・・・・原案決定 そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

平成23年9月7日(水)

- ・開会 午前10時30分
- ・閉会 午前11時05分
- ・出席者の氏名鈴木秀和、島康子、高橋幸江、清野暢邦、橋本都(教育長)
- ・説明のために出席した者の職 白石教育次長、川村参事、赤坂参事、教育政策・学校教育・教職員・生涯学習・スポー ツ健康・文化財保護各課長
- ・会議録署名委員 高橋委員、清野委員
- 書記 鈴木学、中村尚吾

議事

報告第1号 行政文書一部開示決定処分に対する異議申立てに係る決定について (非公開の会議に付き記録別途)

議案第1号 青森県教育施策の方針について

(貝守教育政策課長)

現行の「青森県教育施策の方針」は、本県の基本計画及び国の教育施策の動向等を踏まえ、平成17年1月12日に決定されたものであり、平成20年12月10日に県議会において議決された「青森県基本計画 未来への挑戦」及び平成20年7月10日に閣議決定された国の「教育振興基本計画」との整合性も図られているものとなっている。

昨年の第286回教育委員会臨時会においても、現行どおりとすることを了解いただいているところであるが、今年度においても教育委員の皆様に検討いただいたところである。こうしたことを踏まえ、昨年の第286回教育委員会臨時会以降、現在に至るまで、国の教育施策の動向及び県の施策の方向性等に大きな変化がないことから、「青森県教育施策の方針」については現行のとおりとするものである。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

(清野委員)

この度の未曾有の国難ともいうべき東日本大震災から我が国が立ち直るには、国民一人一人が国家的視点、国のレベルでの視点をもって臨まなければいけない。教育もこの視点からなされるべきであると思う。震災により国内の状況は一変した。教育も今までどおりでよいはずはなく、変わらなければいけないと思う。我々は目覚めなければいけない。そこで、「我が国」、「日本」あるいは「国家」という文言を来年度の教育施策の方針に盛り込むことを提案する。

(鈴木委員長)

これは動議か。

(清野委員)

私の意見である。

(貝守教育政策課長)

教育施策の方針については、国の教育施策の動向や県の施策の方向性等に大きな変化が あった時期に改正するというのがこれまでの経緯であり、また重要な観点であると考えて いる。

昨年度現行どおりとすることを了解いただいて以降、国の教育施策の動向や県の施策の 方向性等に大きな変化が認められないということから、今は改正する時期ではないのでは ないかと考えているところである。

(鈴木委員長)

ほかの委員の意見を伺いたい。

(島委員)

私自身は、現行の「豊かな心と郷土に対する誇りを持ち」の「郷土」という言葉の先にあるものが、「我が国」や「国家」ということになると捉えており、あえてこの「郷土」と並ぶ形で「我が国」や「国家」という言葉を入れる必要がないのではないかと考えている。

(高橋委員)

私も島委員と全く同じ意見である。

(鈴木委員長)

県の教育施策ということで、国の下に位置づけられているという立場とすれば、「郷土」という言葉の中に自分の住む地域や県や国も含まれるということで、あえて「国」という言葉を入れなくても意味合いとしては同じかなと思う。逆に「国」という言葉を入れることで議論を起こすことになりうる。

実際、愛国心などというのは、外国に行ってみないと分からないところがあるので、国内においてそういう言葉をあまり言っても少し履き違った方向にいってしまう可能性もある。サッカーにおいても、ワールドカップを見て「自分の国が」という意識が高まってくるが、そういうときにこそ言葉に出してもいいものかなと思うので、あえてここでは入れない方が私はよいと思う。

(清野委員)

私の意見は、教育基本法第1条(教育の目的)「国家及び社会の形成者として必要な資質を」育成する、学習指導要領(歴史分野の目標1)「国民としての自覚を育てる」、この基本となる法律あるいは規則に則っている。まして青森県は東北にあり被災県でもある。そして、この度の未曾有の大震災、千年に一度というこれまで経験しなかった国難ともいうべきことが起こってしまった。それでも今までどおりで変わらなくてもよいという理由を伺いたい。

(橋本教育長)

清野委員の発言にはもっともな部分がある。しかし、教育が変わらなくてもよいと言っ

ているのではない。この度の大震災を踏まえて、教育の中身をどう充実させるのかということを、学校、各市町村教育委員会、県教育委員会事務局も皆が考えているところであり、現実を踏まえて充実を図らなければならないと考えている。

しかしながら、この施策の方針はご覧のとおり非常に大きなところを押さえている。やはり足元を見ないで「我が国」「日本」ということではなく、郷土に対する誇りを持つということ、郷土を愛するということ、ここから我々が県としての方針を定めることであるので、今までどおりでも決してこれは矛盾することではないと考えている。

(鈴木委員長)

各委員から意見を伺ったが、必要があれば議論したいし、今後の意見交換は委員同士で 議論したいと思う。

議案第1号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(清野委員)

私は異議があります。

青森県から育っていく子どもたちが日本の未来を担う、国の柱になる。これは青森県の「人づくり」ということと矛盾していないので、未来を担って国の柱になるような子どもたちを送り出していくという気概をもって本県の教育に取り組んでいただきたい。今回、愛国心というよりも、もっと大きな、国レベルの視点を養っていってはどうかと私は強く思う。

(鈴木委員長)

清野委員の意見として承った。

現行の文言でも、決して清野委員の意図するところと矛盾していることではないと私は 思う。本件では、清野委員以外の委員は現行どおりという意見なので、議案第1号は原案 どおり決定する。

議案第2号 平成23年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価の結果に関する報告 書について

(貝守教育政策課長)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、教育委員会は、毎年 その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果については、報告書を作成して議会に提出するとともに公表することとされている。この規定 に基づき、今後の効果的な教育行政の推進及び県民への説明責任を果たすことを目的として、教育委員会の事務の点検及び評価を実施し、その結果について、別添「平成23年度 青森県教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書」のとおり作成するものである。

なお、点検・評価に当たっては、その客観性を確保するため、学識経験者等の「点検・評価アドバイザー」から実施方法や内容について意見をいただき、これを参考に点検・評価の実施と報告書の作成を行っている。

報告書の概要としては、平成22年度の教育に関する事務が適切に実施されているか点検するとともに、その成果及び課題等について評価している。

具体的には、「青森県基本計画未来への挑戦」の中の「教育、人づくり分野」のうち、教育委員会が所管する11の施策及び39の取組項目、並びにこれらの施策・取組項目を推進するための主な事業として82事業を対象に点検・評価を行い、その結果を取りまとめている。詳細については、別添の報告書のとおりである。

なお、報告書は、この後9月県議会定例会に提出するとともに、県のホームページ等で 公表する予定としている。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第2号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第2号は原案どおり決定する。

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

(鈴木委員長)

8月に行った職員の懲戒処分については資料のとおりであるが、何か質問、意見はあるか。

毎回スピード違反などが報告されているが、なかなか改善の傾向が見られない。何か対 策などは講じているか。

(白石教育次長)

本日の資料では5件の処分事案のうち、事案1は上北地方の校長がスピード違反のために減給の処分となったという事案で、教職員を指導監督する立場にあり、また自ら範を示すべき校長によるスピード違反ということである。

服務規律の確保については、4月の県立学校長会議において、直接教育長から指導の徹底を図るよう説明し、また研修会等においても同様に行っている。今回の事案を受け、当該職員には直接指導するとともに、あらためて文書で県立学校長及び市町村教育委員会に対して指導の徹底を訴えたところである。また、以前紹介した研修資料を職員個々に伝えるようお願いしており、その効果を期待しながら指導に努めて参りたい。

(鈴木委員長)

職員一人一人が自覚を持てるように、機会あるごとに指導していただきたい。生徒の手本にならなければならない人たちなので、そういう自覚を持っていただきたい。

それでは、今回の懲戒処分の状況については了解した。